令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日南福祉会		
監査の種類	社会福祉法人指導監査		
監査実施日	令和3年11月1日		
実地・書面の別	実地		
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課		

総評

法人運営及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に 則り適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	令和2年度決算に係る資産総額変更登記が	資産総額の変更登記につい
	遅延していた(登記日:令和3年7月5日)。	て、会計年度終了後、毎年度6
	ついては、資産総額の変更登記は、会計年度	月末日までに行う。
	終了後3か月以内(毎年度6月末日まで)に行	
	うこと。	
	(組合等登記令第3条第3項)	
2	社会福祉事業のあかねの郷拠点から収益事業	収益事業への貸し付けについ
	の高齢者生活支援委託事業拠点へ1,500,000円を	て補填を行った。
	貸し付けているが、当該年度内に補填されてい	今後、貸し付けした場合には、
なかった。		当該年度内に補填を行う。
	ついては、収益事業に繰替えて使用した資金に	
	ついては、当該年度内に補填すること。	
	なお、前回も同様の指摘をしているので、必ず	
	改善すること。	
	(老発第 188 号第二の3(4))	